

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

(担い手と地域が元気に輝く栃木の農業～農業やるなら栃木県～の実現に向けて)

令和8（2026）年3月

栃 木 県

基本方針策定の考え方

1 基本方針策定及び見直しの趣旨

県は、平成 5 (1993) 年 11 月、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、目指すべき農業経営や農業構造を明確化し、農業経営基盤の強化に資する基本方針を策定し、平成 12 (2000) 年 3 月、平成 18 (2006) 年 3 月、平成 22 (2010) 年 3 月、平成 24 (2012) 年 3 月、平成 26 (2014) 年 4 月、令和 3 (2021) 年 3 月に改正を行い、農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用するなど、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の利用集積を進めてきた。

なお、本基本方針の令和 8 (2026) 年 3 月の改正に伴い、計画期間を令和 8 (2026) 年 3 月から 10 年間としている。

基本方針の役割と性格

本基本方針は、法の趣旨に沿って、育成すべき農業経営体の基本的指標や農用地の利用集積に関する目標を明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町が策定する基本構想の指針とする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の方向

本県の農業は、広大な農地や大消費地に近い立地条件といった強みを生かすとともに、多くの意欲的な生産者の努力や創意工夫により、多様な農産物がバランス良く生産され、地域を支える重要な産業として発展してきた。

人口減少に伴う農業従事者の減少や経済のグローバル化の進展、気候変動、燃油資材肥料高騰など様々な状況変化が生じる中、本県農業を更に成長させていくためには、国内外における競争力を更に高め、次の世代へ着実に継承していくことが重要である。

このため、栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来共創プラン」の将来像として掲げた「担い手と地域が元気に輝く栃木の農業～農業やるなら栃木県～」の実現に向けて、需要変化に迅速に対応できる園芸産地づくりや先端技術を活用した省力的で効率的な土地利用型農業等を推進していくとともに、意欲的な若者をはじめとする多様な人材の確保・育成を図っていく。

特に、地域農業を支える担い手については、今後とも積極的に認定農業者の確保を図るとともに、農地の集積・集約の加速化等による経営の効率化や高い技術力を生かした生産性の向上、更には需要に即応した商品づくりなど自らの創意工夫による経営の高度化等に取り組む先進的な農業経営体を育成していく。

更に、地域農業の維持・発展に向けて、円滑な経営継承が可能で雇用就農者の受け皿ともなる30haから50ha規模の法人経営体を育成するとともに、地域の実情に応じて農業法人の誘致、企業の農業参入を進めていく。

2 具体的施策の方向

10年後を見通し、育成すべき農業経営体の目標及び目指すべき農業構造の明確化を図り、それらの実現に向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体だけでは農業生産の相当部分を担うことが困難な場合もあることから、地域農業の維持・発展のために必要となる多様な経営の姿を示す。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の目標

魅力とやりがいのある農業を実現するため、農業者の創意と工夫により、地域の他産業従事者と均衡する水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営体の目標を次のとおりとし、その育成を図る。

主たる従事者一人当たり	
年間総労働時間	2,000 時間
年間農業所得	580 万円

イ 効率的かつ安定的な農業経営体の目標を達成するための取組

アで目標とする農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うことができるよう、認定農業者の確保・育成、女性の農業経営への参画、経営発展に向けた法人化などに取り組む集落営農組織等の担い手の育成を重点的に行い、それらの実効性を上げるために次の取組を推進する。

- ・ 目標とする農業経営体の確保及び育成のための活動強化
- ・ 目標とする農業経営体の育成のための支援措置の重点化
- ・ 家族経営協定の締結や、農業経営改善計画の共同申請の促進
- ・ 農用地利用調整活動の強化
- ・ 農地中間管理機構の活用促進
- ・ 農用地利用集積のための支援措置の充実
- ・ 目標とする農業経営体をサポートする地域づくりの推進

(2) 地域を支える持続可能な経営体の確保・育成

今後、農業者の急激な減少が見込まれ、担い手不足が懸念される地域では、地域農業の維持・発展のため、以下のとおり新たな担い手等の確保・育成を図る。

ア 地域営農を支える経営体の育成と農業生産基盤の確保

地域営農の中核となる法人経営体等を確保・育成するとともに、地域計画に基づく農地の集積・集約化や水利施設など農業生産基盤の維持・保全を図る。

イ 農業法人の誘致及び企業参入の推進

地域農業の新たな担い手となる農業法人の誘致や、地域との調和に配慮した企業の農業参入を進める。

ウ 多様な人材等が参画した地域営農をサポートする仕組みづくり

農業現場において作業代行やスマート農業等の活用による生産性向上を支援するサービス事業体や、ボランティアなどの多様な人材等の参画を促し、地域営農をサポートする仕組み作りを進める。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県における新規就農の状況については、令和 7（2025）年の青年等新規就農者は 335 人であり、近年増加傾向にある。こうした中、本県農業の持続的な発展に向け、青年等新規就農者を年間 500 人以上確保することを目標とする。なお、雇用就農者についても、引き続き支援の対象とし、その確保を目指す。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県その他産業従事者や優良な農業経営体の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 2,000 時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得 200 万円以上）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識を習得できるよう、農業大学校の教育研修及び地域の研修内容を充実させ、トレーニングファームの整備促進や農業士等の技術力・経営力に優れた農業者と連携を図るなど、効率的かつ体系的な研修体制を整備する。

また、労働条件や職場環境の整備を促進し、女性、若者、高齢者、障がい者、外国人など、多くの人に選ばれる働きやすい就業環境づくりを推進する。

更に、雇用就農の受け皿となる経営体を増加させるため、労働条件や職場環境の整備による農業の働き方改革を図り、優良な個人経営体等の法人化を積極的に推進する。

(4) 地域別経営体育成の方向

各地域において担い手への一層の農地の集積・集約化を推進するとともに、農産物の加工や有利販売等、地域の実情に即した経営の高度化を推進する。

ア 県北地域（塩谷南那須、那須地域）

主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営、及び水田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複

合経営を中心に、施設園芸と稲作等とを組み合わせた複合経営や稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営の個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の地域内及び広域的利用を推進する。酪農においては、飼養頭数に見合った自給飼料確保のための農地の集積等を推進して経営安定を図り、肉用牛繁殖経営については、良質自給飼料の活用を基本とした上で、稲作等との組み合わせによる準単一複合経営を中心に育成を図る。

地域において、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する集落営農組織を育成する。また、自給飼料生産に係る労働力不足に対応するため、飼料の収穫作業等の作業を専門に請け負う組織の育成を図る。

イ 県央地域（河内、上都賀、芳賀地域）

主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び水田の有効活用等により、土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の地域内及び広域的利用の推進を図りつつ、養豚、肉牛肥育等を中心に経営体質を強化した単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する集落営農組織を育成する。

ウ 県南地域（下都賀、安足地域）

米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型の単一経営、及び水田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正処理と堆肥の地域内及び広域的利用の推進を図りつつ、肉牛肥育を中心に経営体質を強化し単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する集落営農組織を育成する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営体の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営体が、第1の2の(1)に示した目標の達成を可能とする農業経営の指標として、県内に展開している主要なモデル的経営類型の適応地域（表1）とその指標（表2）を次のとおり示す。

モデル的経営類型の適応地域（表１）

No.	主な適用地域 経営類型	河内	上 都 賀	芳 賀	下 都 賀	塩 谷 南 那 須	那 須	安 足
1	水稲＋麦＋大豆	○	○	○	○	○	○	○
2	水稲＋うど					○	○	
3	水稲＋ねぎ	○		○	○	○	○	○
4	水稲＋夏秋なす	○	○	○	○	○	○	○
5	いちご	○	○	○	○	○	○	○
6	トマト	○	○	○	○	○	○	○
7	きゅうり	○	○	○	○	○	○	○
8	にら	○	○	○	○	○	○	○
9	ほうれんそう		○				○	
10	水稲＋露地野菜	○	○	○	○	○	○	○
11	水稲＋アスパラガス	○	○	○	○	○	○	○
12	なし	○	○	○	○	○	○	○
13	ぶどう	○			○			
14	スプレー菊	○	○	○		○	○	
15	鉢物（シクラメン等）	○	○	○	○	○	○	○
16	トルコギキョウ				○			○
17	水稲＋りんどう	○	○			○	○	
18	酪農	○	○	○	○	○	○	○
19	水稲＋肉専用種繁殖	○	○	○	○	○	○	
20	肉専用種肥育	○	○	○	○	○	○	○
21	交雑種肥育	○	○	○	○	○	○	○
22	肉専用種一貫経営	○	○	○	○	○	○	○
23	養豚	○	○	○	○	○	○	
24	組織経営体（水稲＋麦＋大豆 45ha 規模）	○	○	○	○	○	○	○
		21	20	19	20	21	22	17

モデル的経営類型の指標（表２）

〔個別経営体〕

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水稻 ＋ 麦 ＋ 大豆	＜作付面積等＞ 水稻＝ 10.0ha 麦＝ 8.0ha 大豆＝ 8.0ha ＜経営面積＞ 18.0ha	＜資本装備＞ ・トラクター（50ps、70ps）各1台 ・田植機（8条植） 1台 ・自脱型コンバイン（5条刈）1台 ・シーダー（6条・3条）各1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・農業用ドローン ＜その他＞ ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 2 水稻 ＋ うど	＜作付面積等＞ 水稻＝ 15.0ha うど＝ 1.0ha ＜経営面積＞ 16.0ha	＜資本装備＞ ・トラクター（30ps、50ps）各1台 ・田植機（6条植） 1台 ・自脱型コンバイン（4条刈）1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・農業用ドローン ・堀取機 ・伏込床用パイプハウス 300㎡ ＜その他＞ ・うどは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 3 水稻 ＋ ねぎ	<作付面積等> 水稻＝ 15.0 ha ねぎ＝ 0.8 ha <経営面積> 15.8 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps）各1台 ・田植機（6条植）1台 ・自脱型コンバイン（4条刈）1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・管理機、ねぎ剥機、根葉切機、掘取機 一式 ・育苗用ハウス 600 m ² ・農業用ドローン <その他> ・ねぎは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・ねぎ機械化体系の導入 ・需要に応じた生産を行う ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実
No. 4 水稻 ＋ 夏秋なす	<作付面積等> 水稻＝ 10.0 ha 夏秋なす＝ 0.4 ha <経営面積> 10.4 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps）各1台 ・田植機（6条植）1台 ・自脱型コンバイン（4条刈）1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・農業用ドローン <その他> ・夏秋なす、麦は水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 5 いちご	<作付面積等> いちご＝ 0.4 ha <経営面積> 0.4 ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス 4,000 m ² （自動換気装置、炭酸ガス発生装置、電照設備） ・夜冷施設、空中採苗施設 一式 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 6 トマト	<作付面積等> トマト（冬春）＝ 0. 6 ha <経営面積> 0. 6 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・低コスト耐候性ハウス 5,500 m ² （灌水装置、電気施設） ・高所作業車 <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 7 きゅうり	<作付面積等> きゅうり＝0. 4 5 ha <経営面積> 0. 4 5 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・園芸用パイプハウス 2,000 m ² ・低コスト耐候性ハウス 2,500 m ² （灌水装置、暖房機、環境制御装置） <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 8 にら	<作付面積等> にら＝ 0. 5 ha （収穫面積） <経営面積> 1. 0 ha （作付面積）	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・自動移植機 1 台 ・にら袴取機 1 台 ・にら結束機 1 台 ・保冷库 2 坪 ・園芸用パイプハウス 10,000 m ² <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 9 ほうれんそう （高冷地）	<作付面積等> ほうれんそう＝ 4. 5 ha <経営面積> 1. 5 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・保冷库 3 坪 ・播種機 1 台 ・園芸用パイプハウス 15,000 m ² <その他> ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方式	農業従事の 態様等
No.10 水稻 ＋ 露地野菜	<作付面積等> 水稻＝ 15.0ha 露地野菜＝ ※たまねぎ 5.0ha キャベツ 2.0ha レタス 1.0ha にんじん等 1.5ha 等 <経営面積> 16.0～20.0ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps）各1台 ・田植機（6条植）1台 ・自脱型コンバイン（4条刈）1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・農業用ドローン ・露地野菜栽培用機械 一式 <その他> ・年間労働時間の均平化 ・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・需要に応じた生産を行う ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No.11 水稻 ＋ アスパラガス	<作付面積等> 水稻＝ 10.0ha アスパラガス＝ 0.4ha <経営面積> 10.4ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps）各1台 ・田植機（6条植）1台 ・自脱型コンバイン（4条刈）1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・農業用ドローン ・管理機 1台 ・アスパラガス自動選別機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス 4,000㎡ <その他> ・耕畜連携による堆肥の活用 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・需要に応じた生産を行う ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No.12 なし	<作付面積等> なし＝ 1.7ha <経営面積> 1.7ha	<資本装備> ・トラクター（35ps） 2台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・乗用草刈機 1台 ・堆肥盤 1基 ・保冷库 1坪 ・果樹棚、多目的防災網、網棚、防霜ファン 各1.7ha <その他> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による作期分散と生産性の向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方式	農業従事の 態様等
No.13 ぶどう	<作付面積等> ぶどう＝ 1. 0 ha <経営面積> 1. 0 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・スピードスプレーヤー 1 台 ・ロータリーモア 1 台 ・マザーファン 25 台 ・果樹棚 1 ha ・パイプハウス、灌水施設 各 6,000 m ²	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入
No.14 スプレー菊	<作付面積等> スプレー菊＝ 0. 4 ha <経営面積> 0. 4 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・蒸気消毒機 1 台 ・選花機 1 台 ・保冷库 2 坪 ・栽培用低コスト耐候性ハウス （保温カーテン2層、シェード1 層、温室用ファン、自動薬剤散布 装置、温風暖房機） 4,000 m ² ・親株用低コスト耐候性ハウス 400 m ² <その他> ・スマート農業技術導入による生産 性向上	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入
No.15 鉢物	<作付面積等> 鉢物＝ 0. 3 ha （シクラメン等）苗も の＝ 0. 1 ha <経営面積> 0. 4 ha	<資本装備> ・トラクター（20ps） 1 台 ・フロントローダー 1 台 ・蒸気消毒機 1 台 ・低コスト耐候性ハウス （保温カーテン2層、シェード1 層、温室用ファン、温室用ベン チ、温風暖房機、環境制御装置） 3,000 m ² <その他> ・スマート農業技術導入による生産 性向上	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入
No.16 トルコ ギキョウ	<作付面積等> トルコギキョウ＝ 0. 4 ha <経営面積> 0. 4 ha	<資本装備> ・低コスト耐候性ハウス （保温カーテン2層、シェード1 層、温室用ファン、温風暖房機、 環境制御装置） 4,000 m ² ・トラクター（30ps） 1 台 <その他> ・スマート農業技術導入による生産 性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入 ・適正な労 務管理の 実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方式	農業従事の 態様等
No.17 水稻 ＋ りんどう	<作付面積等> 水稻＝ 11.0ha りんどう＝ 0.4ha <経営面積> 11.4ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps）各1台 ・田植機（6条植） 1台 ・自脱型コンバイン（4条刈）1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・農業用ドローン ・園芸用パイプハウス 4,000㎡ <その他> ・りんどうは単価が高い時期に出荷する ・需要に応じた生産を行う ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No.18 酪農	<飼養頭数等> 経産牛＝ 30頭 育成牛＝ 8頭 飼料作物＝ 10ha <経営規模> 経産牛 30頭	<資本装備> ・牛舎（バンクリーナ方式）400㎡ ・パイプラインミルクカー 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター（50ps、80ps）各1台 ・モアコンディショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシン等自給飼料生産機械一式 各1／4台 ・経産牛 30頭 ・堆肥舎 1棟 ・尿溜 1基 <その他> ・経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制ヘルパーの活用による休日制の導入
No.19 水稻 ＋ 肉専用種繁殖	<飼養頭数等> 繁殖牛＝ 40頭 水稻＝ 12ha 飼料作物＝ 6ha <経営規模> 繁殖牛 40頭	<資本装備> ・トラクター（50ps、70ps）各1台 ・田植機（6条植） 1台 ・自脱型コンバイン（4条刈）1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・農業用ドローン ・牛舎 360㎡ ・フレールモア、テッダーレーキ、ロールベアラ等 飼料作物栽培機械一式 ・堆肥舎 1棟 <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方式	農業従事の 態様等
No.20 肉専用種 肥育	<経営規模> 肥育牛＝ 250頭 出荷肉牛＝ 150頭	<資本装備> ・牛舎 2,000 m ² ・トラクター (50ps) 1台 ・テッダーレーキ、ロールベアラ等 稲わら収集用機械一式 ・堆肥舎 1棟 <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲 わらの確保	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入
No.21 交雑種 肥育	<経営規模> 肥育牛＝ 400頭 出荷肉牛＝ 228頭	<資本装備> ・牛舎 2,400 m ² ・トラクター (50ps) 1台 ・ローダー 1台 ・ロールベアラ 1台 ・堆肥舎 1棟 <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲 わらの確保	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入
No.22 肉専用種 一貫経営	<経営規模> 繁殖牛＝ 80頭 肥育牛＝ 130頭 出荷頭数＝ 80頭	<資本装備> ・トラクター (50ps) 2台 ・トラクター (70ps) 1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・自脱型コンバイン (4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・牛舎 (繁殖用) 360 m ² ・牛舎 (肥育用) 1,060 m ² ・フレールモア、テッダーレーキ、 ロールベアラ等 飼料作物栽培機械一式 ・堆肥舎 2棟 <その他> ・スマート農業技術導入による生産 性向上 ・需要に応じた生産を行う ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲 わらの確保	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方式	農業従事の 態様等
No.23 養豚	<経営規模> 繁殖豚＝ 80頭 出荷肉豚＝ 1, 805頭	<資本装備> ・トラクター（50ps） 1台 ・ローダー 1台 ・種雄豚 5頭 ・母豚 80頭 ・自動給餌器 一式 ・種豚舎 220 m ² ・妊娠豚舎 120 m ² ・分娩豚舎 270 m ² ・子豚舎 130 m ² ・肥育豚舎 600 m ² ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入

- (注) 1 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は標準的な家族経営を想定し、主たる従事者 1 人、補助従事者 1～2 人とした。また、保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。
- 2 水稻、麦及び大豆の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えないこととした。

[組織経営体]

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No.1 水稻 ＋ 麦 ＋ 大豆 (主たる従事者3人)	<作付面積等> 水稻＝ 25.0ha 麦＝ 20.0ha 大豆＝ 20.0ha <経営面積> 45.0ha その他作業受託	<資本装備> ・トラクター(60ps) 3台 ・田植機(8条植) 3台 ・自脱型コンバイン(6条刈) 2台 ・ブームスプレーヤー 2台 ・フォークリフト 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・麦用シーダー 2台 ・大豆用シーダー 3台 ・大豆用コンバイン 2台 ・色彩選別機 1台 ・農業用ドローン <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

(留意事項)

モデル的経営類型の指標の経営規模及び生産方式については、見直し時(令和8(2026)年3月時点)のものであり、経営改善計画の作成や認定に当たっては、物価の変動等を考慮するものとする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営体の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、第1の2の(3)に示したような目標の達成を可能とする農業経営の指標として、県内に展開している主要なモデル的経営類型の指標(表3)を次のとおり示す。

青年等が目標とすべきモデル的経営類型の指標(表3)

[個別経営体]

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No.1 水稻 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稻＝ 7.0ha 麦＝ 3.0ha 大豆＝ 3.0ha <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・シーダー(6条・3条) 各1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乾燥はRC、CE利用 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う ・大型機械及び大豆用機械は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No.2 水稻 + うど	<作付面積等> 水稻＝ 3.0ha うど＝ 1.0ha <経営面積> 4.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・堀取機 ・伏込床用パイプハウス 300㎡ <その他> ・うどは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No.3 水稻 + ねぎ	<作付面積等> 水稻＝ 5. 0 ha ねぎ＝ 0. 3 ha <経営面積> 5. 3 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps）各 1 台 ・田植機（6条植） 1 台 ・自脱型コンバイン（4条刈） 1 台 ・乾燥はRC、CE利用 ・管理機、ねぎ剥機、根葉切機、掘取機 一式 ・育苗用ハウス 600 m ² <その他> ・ねぎは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・ねぎ機械化体系の導入 ・需要に応じた生産を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実
No.4 水稻 + 夏秋なす	<作付面積等> 水稻＝ 5. 0 ha 夏秋なす＝ 0. 2 ha <経営面積> 5. 2 ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1 台 ・田植機（4条植） 1 台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1 台 ・乾燥はRC、CE利用 <その他> ・夏秋なすは水田作とする ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No.5 いちご	<作付面積等> いちご＝ 0. 1 5 ha <経営面積> 0. 1 5 ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1 台 ・畝上げ機 1 台 ・土壌消毒機 1 台 ・保冷库 1 坪 ・園芸用パイプハウス 1,500 m ² （自動換気装置、炭酸ガス発生装置、電照設備） ・夜冷施設、空中採苗施設 一式 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用 ・トラクター等は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方式	農業従事の 態様等
No. 6 トマト	<作付面積等> トマト（冬春）＝ 0. 2 ha <経営面積> 0. 2 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・低コスト耐候性ハウス 2,000 m ² （灌水装置、電気施設） ・高所作業車 <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用 ・トラクター等は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 7 にら	<作付面積等> にら＝ 0. 5 ha （収穫面積） <経営面積> 1. 0 ha （作付面積）	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・半自動移植機 1 台 ・にら袴取機 1 台 ・にら結束機 1 台 ・保冷库 2 坪 ・園芸用パイプハウス 6,000 m ² <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用 ・トラクター等は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 8 水稻 ＋ 露地野菜	<作付面積等> 水稻＝ 3. 0 ha 露地野菜＝ ※たまねぎ 2. 0 ha キャベツ 1. 0 ha レタス 0. 5 ha にんじん等 1. 0 ha 等 <経営面積> 3. 5～4. 0 ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1 台 ・田植機（4条植） 1 台 ・自脱型コンバイン（3条刈） 1 台 ・乾燥はRC、CE利用 ・露地野菜栽培用機械 一式 <その他> ・年間労働時間の均平化 ・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・需要に応じた生産を行う ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 9 アスパラガス	<作付面積等> アスパラガス＝ 0. 3 ha <経営面積> 0. 3 ha	<資本装備> ・管理機 1 台 ・アスパラガス自動選別機 1 台 ・保冷库 2 坪 ・園芸用パイプハウス 3,000 m ² <その他> ・耕畜連携による堆肥の活用 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方式	農業従事の 態様等
No.10 なし	<作付面積等> なし＝ 1. 1 5 ha <経営面積> 1. 1 5 ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1 台 ・スピードスプレーヤー 1 台 ・ロータリーモア 1 台 ・乗用草刈機 1 台 ・堆肥盤 1 基 ・保冷库 1 坪 ・果樹棚、多目的防災網、網棚、防霜ファン 各 1. 1 5 ha <その他> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による作期分散と生産性の向上 ・トラクター等は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No.11 ぶどう	<作付面積等> ぶどう＝ 0. 4 5 ha <経営面積> 0. 4 5 ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1 台 ・スピードスプレーヤー 1 台 ・ロータリーモア 1 台 ・マザーファン 15 台 ・果樹棚 0. 4 5 ha ・パイプハウス、灌水施設 各 2, 700 m² <その他> ・トラクター等は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No.12 スプレー菊	<作付面積等> スプレー菊＝ 0. 2 ha <経営面積> 0. 2 ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1 台 ・蒸気消毒機 1 台 ・選花機 1 台 ・保冷库 2 坪 ・栽培用低コスト耐候性ハウス (保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、自動薬剤散布装置、温風暖房機) 2, 000 m² ・親株用低コスト耐候性ハウス 200 m² <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・トラクター等は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No.13 トルコギキョウ	<作付面積等> トルコギキョウ＝ 0.2ha <経営面積> 0.2ha	<資本装備> ・低コスト耐候性ハウス (保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、温風暖房機、環境制御装置) 2,000 m ² <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適正な労務管理の実施
No.14 りんどう	<作付面積等> りんどう＝ 0.2ha <経営面積> 0.2ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・園芸用パイプハウス 2,000 m ² <その他> ・りんどうは単価が高い時期に出荷する ・トラクター等は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No.15 酪農	<飼養頭数等> 経産牛＝ 20頭 育成牛＝ 5頭 飼料作物＝ 5ha <経営規模> 経産牛 20頭	<資本装備> ・牛舎 (バンクリーナ方式) 300 m ² ・パイプラインミルカー 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター (50ps、80ps) 各1台 ・モアコンディショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシン等自給飼料生産機械一式 各1／4台 ・経産牛 20頭 ・堆肥舎 1棟 ・尿溜 1基 <その他> ・経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制ヘルパーの活用による休日制の導入
No.16 水稻 ＋ 肉専用種繁殖	<飼養頭数等> 繁殖牛＝ 20頭 水稻＝ 5ha 飼料作物＝ 3ha <経営規模> 繁殖牛 20頭	<資本装備> ・トラクター (50ps、70ps) 各1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・自脱型コンバイン (4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・牛舎 293 m ² ・フレールモア、テッターレーキ、ロールベアラ等 飼料作物栽培機械一式 ・堆肥舎 1棟 <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・需要に応じた生産を行う ・トラクター等は3戸以上の共同利用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方式	農業従事の 態様等
No.17 肉専用種 肥育	＜経営規模＞ 肥育牛＝ 1 2 5 頭 出荷肉牛＝ 7 5 頭	＜資本装備＞ ・牛舎 1,000 m ² ・トラクター（50ps） 1 台 ・テッダーレーキ、ロールベアラ等 稲わら収集用機械一式 ・堆肥舎 1 棟 ＜その他＞ ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲 わらの確保 ・トラクター等は3戸以上の共同利 用	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入
No.18 交雑種 肥育	＜経営規模＞ 肥育牛＝ 1 8 1 頭 出荷肉牛＝ 1 0 4 頭	＜資本装備＞ ・牛舎 1,100 m ² ・トラクター（50ps） 1 台 ・ローダー 1 台 ・ロールベアラ 1 台 ・堆肥舎 1 棟 ＜その他＞ ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲 わらの確保	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入
No.19 養豚	＜経営規模＞ 繁殖豚＝ 4 0 頭 出荷肉豚＝ 9 0 3 頭	＜資本装備＞ ・トラクター（50ps） 1 台 ・ローダー 1 台 ・種雄豚 3 頭 ・母豚 4 0 頭 ・自動給餌器 一式 ・種豚舎 110 m ² ・妊娠豚舎 60 m ² ・分娩豚舎 140 m ² ・子豚舎 70 m ² ・肥育豚舎 300 m ² ・ふん尿処理施設 1 基	・複式簿記 及び青色 申告の実 施	・家族経営 協定の実 施、給料 制、休日 制の導入

（注） 1 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は標準的な家族経営を想定し、主たる従事者 1 人、補助従事者 1～2 人とした。また、保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。

2 水稻、麦及び大豆の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えないこととした。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

県は、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に沿って農業を担う者の確保・育成を進めるため、次の取組を進める。

(1) 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備

県は、法第11条の11に基づき、「とちぎ農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）」を設置し、地域農業の中核的な担い手等による農業経営の高度化の支援や新規就農希望者への就農支援等を実施する。

支援センターの体制及び運営方針は、「とちぎ農業経営・就農支援センターの運営に関する規程（以下「規程」という。）」により定め、次の業務を行う。

ア 農業経営に関する援助

農業者が行う経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）のために必要な助言、指導その他の農業経営に関する援助（経営サポート活動）を行う。

イ 就農相談等に関する援助

就農等希望者及び雇用就農を受け入れる農業者等からの相談に応じ、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報提供その他の援助（就農サポート活動）を行う。

(2) 地域農業を持続的に支える仕組みづくり

高齢化などにより農業者が減少する中、地域営農を持続的に支えていく中核的な法人経営体の育成や、新たな担い手となる農業法人の誘致や企業の農業分野への参入を支援することにより、一層の農地集積・集約を図るとともに、地域住民をはじめ地域の力を結集した農業の仕組みづくりを促進する。

(3) 意欲ある人材の参入促進

県は、支援センターによる就農支援と連携して産地が主体となって新規参入者を受け入れる体制づくりや、農業を学ぶ機会の充実を図り、農業に取り組む多様な人材の確保・育成を促進する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標
80%

また、農用地の利用集積に当たっては、より効率的な農業経営を可能とするため、上記経営体への集約化を推進することとし、県、市町、農業委員会等が一体となり、策定された地域計画の実現に向けた取組を通じて、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

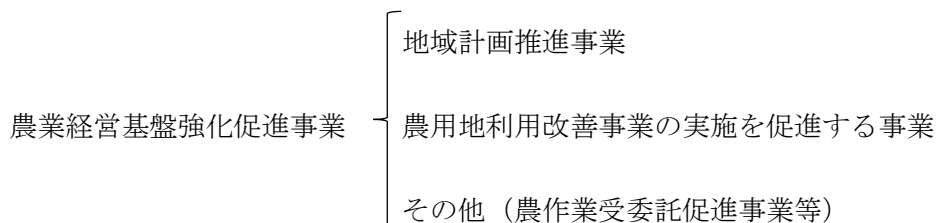
なお、中山間地域等の担い手の不足する地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、遊休農地の発生防止・解消に有効な事業の活用や地域外からの担い手の呼び込みや出資型法人の設立、企業参入を進めるための取組や多様な経営体の参画による地域農業を支える仕組みづくりを進めるものとする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針

効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの経営を営む者が地域の農用地の利用集積目標を達成するため、今後 10 年間に、より一層の農地の集積・集約化と農作業受委託等を推進する。

このため県は、関係機関・団体との連携の下、各地域における地域計画の実行に向けた取組を支援するとともに、地域計画の達成に向け、栃木県農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業の活用推進を図る。



なお、農業経営基盤強化促進事業を円滑に推進するためには、市町、農業委員会、農業協同組合等で構成される市町担い手育成総合支援協議会を中心に、関係機関・団体が連携して、認定農業者への支援や土地改良事業との連携によるほ場の大区画化及び地形条件に応じた基盤整備の推進等、土地利用調整に取り組むことが重要であるので、その推進体制の強化を図る。

また、これらの事業をより効果的に実施するため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置が効果的かつ重点的に実施されるよう、農業経営改善計画認定制度の適切な運用を図る。

更に、認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

なお、経営体の育成に当たっては、経営の熟度に応じて法人化へ誘導し、法人化のメリットを生かした規模拡大等の経営発展につなげる。

2 青年等の就農促進の推進方針

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組に

ついて、積極的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力を伝えるため、様々なメディアを活用したPR活動を行う。

また、就農相談窓口を整備するとともに、県内や首都圏等において定期的な就農相談会を実施し、就農希望者からの相談に対応する。

イ 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や施設の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

また、農業法人等への雇用就農について、県内の農業法人協会と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

ウ 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等の指導を行う就農支援農家やトレーニングファームの設置を支援するなど、産地における就農希望者の受入体制の整備を支援するほか、農業教育の拠点として、農業大学校における教育研修内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識を習得する機会を提供する。

エ 女性農業者の確保

女性農業者が主役となる、新たな作物の生産や販路開拓等の新たなアグリビジネスの創出を支援し、その成果を情報発信することにより、農業を職業として選択する女性を増やしていく。

オ その他の取組

中長期的な取組として、小中高の各段階の児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう、農業士・女性農業士と連携し、農業の魅力の発信や就農情報の提供を行う。

また、農業が、県内の高校生、大学生等の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップの取組を推進する。

(2) 定着に向けた取組

市町が策定した地域計画において、新規就農者等が地域内の農業を担う者（その後10年間に付き、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが

見込まれる者)として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策、青年等就農資金の積極的な活用、農業振興事務所による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供により、更に安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、市町・農業委員会・農業振興事務所・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行う等、重点的に指導を行う。更に、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人栃木県農業振興公社は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第 7 条に規定する事業を行う。

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
(以下「農地売買等事業」という。)
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- (3) 法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与された持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

4 地域計画との一体的な運用に関する事項

地域計画に農業を担う者として新たに位置づけられた者について、相談対応や情報提供、研修等のサポートを行うとともに、経営発展に意欲的に取り組む者に対しては、認定農業者として位置づけられるよう指導・助言を行う。

5 農業経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が農業経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、計画の最終年における目標達成に向けて、中小企業診断士等の専門家の活用を推進し、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行う。